

(株) ホリエイにおける研究活動の不正行為防止の取扱いに関する規則

平成 30 年 1 月 19 日

(目的)

第 1 条 この規則は、(株) ホリエイ (以下「弊社」という。) における研究活動の不正行為防止の取扱いに関し必要な事項を定め、研究活動の不正行為を事前に防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 研究活動の不正行為防止の取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)、関係法令によるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規則において「部局等」とは、漁業部、総合建築部、総務部及び事務局をいう。

2 この規則において「部局等の長」とは、前項の部局等の長をいう。

3 この規則において「研究者」とは、弊社で雇用される全ての研究者をいう。

4 この規則において「不正行為」とは、得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用をいう。また、二重投稿、不適切なオーサーシップについては、学協会等の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等の定義に従う。

5 この規則において「研究倫理教育」とは、不正行為を事前に防止するために、研究者、将来研究者を目指す者、研究支援者及び一時的に共同研究を行う者等に対し、どのような行為が不正行為に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(統括研究倫理責任者)

第 4 条 研究活動における不正行為を防止するために、弊社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括研究倫理責任者を置き、役員をもって充てる。

2 統括研究倫理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、弊社全体の具体的な対策を策定及び実施し、研究倫理教育責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に代表取締役へ報告しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第 5 条 各部局等における研究活動における不正行為を防止するための実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、統括研究倫理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策の実施，実施状況の確認，統括研究倫理責任者への定期的報告。
 - (2) 不正行為の防止を図るための部局等内の研究者に対する研究倫理教育の実施。
 - (3) 共同研究に関わる個々の研究者，学生その他弊社の施設設備を利用して研究活動を行う者の役割分担・責任の明確化の促進。
 - (4) 代表研究者による研究活動及び研究成果の全容の適切な確認の促進。
 - (5) 若手研究者が自立した研究活動を遂行のための適切な環境整備。
- 3 研究倫理教育責任者は、部局等において適当と判断する場合は、前項第2号の業務を補助させるため、複数の研究倫理教育副責任者を任命することができる。

(調査委員会)

第6条 弊社の研究活動における不正行為防止に係る事項を審議するための委員会を置く。

- 2 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むことができる。
- 3 機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 不正行為防止のための企画・立案に関すること
 - (2) 前号の実施状況の把握及び検証に関すること
 - (3) その他不正行為防止に関し必要な事項

(職名の公開)

第7条 統括研究倫理責任者、研究倫理教育責任者及び研究倫理教育副責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(研究倫理教育の実施)

第8条 研究倫理教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究者の責務)

- 第9条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、「株式会社ホリエイにおける研究費等の使用に関する行動規範」（平成30年1月19日制定）の趣旨に沿って、誠実に行動しなければならない。
- 2 研究者は、自らのどのような行為が不正行為に当たるのかを正しく理解するため、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

3 研究者は、一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示しなければならない。

(研究倫理教育責任者が必要と認める者への配慮)

第10条 研究倫理教育責任者は、将来研究者を目指す者、研究支援者及び一時的に共同研究を行う者等に対し、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講できるよう配慮するものとする。

2 研究支援者が所属する部局の長は、当該職員に対し、研究倫理教育を受講できるよう配慮するものとする。

(研究不正対応)

第11条 弊社において、研究者、学生その他弊社の施設設備を利用して研究活動を行う者の研究活動に不正行為があった場合又は不正行為が懸念される事案が生じた場合の取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、研究活動の不正行為防止の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年1月19日から施行する。